

令和3年6月吉日

各 位

淡 陽 信 用 組 合

「後見制度支援預金」の取扱開始について

当組合は、後見制度をご利用されているお客様を対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを下記のとおり開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

令和3年7月1日（木）

2. 商品の概要

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見または未成年後見）を利用されている被後見人等の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」にもとづき後見人が利用できる預金です。

※詳細は、商品概要説明書を参照願います。

以 上

後見制度支援預金

(令和3年7月1日現在)

項目	内容
① 商品名	後見制度支援預金
② 販売対象	・神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にて後見開始（未成年後見人選任を含む。）の審判を受ける、または受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方 ※ 本商品は、被後見人名義の預金について、後見人の手続きにより取扱います。
③ 期間	定めはありません。
④ 預入方法	・神戸家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。 ※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。 ・現金、小切手その他の証券類でお預入れいただけます。
預入金額	1円以上（1円単位）
⑤ 払戻方法	神戸家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱います。
⑥ 利息	
適用利率	店頭に表示する普通預金利率を適用します。なお、利率は1週間ごとに変更し、新利率は毎週月曜日から適用します。また、無利息型には利息をつけません。
利息計算方法	毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について、1年を365日として日割で計算します。なお、本規定は無利息型には適用されません。 （付利最低残高1,000円 付利単位100円）
利息支払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日に元金に組入れます。なお、本規定は無利息型には適用されません。
税金	預金利息から税金20.315%（国税15.315%、地方税5%）が徴収されます。 （平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、お支払いする利息に対して、20.315%（復興特別所得税課税後）の税金がかかります。）なお、本規定は無利息型には適用されません。
⑦ 口座管理手数料	無料
⑧ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、同一店舗における同一名義人の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。 ●この預金は、取扱店（口座開設店）の窓口以外ではお取引いただけません。 ●給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。 ●マル優はご利用いただけません。 ●総合口座としてご利用いただけません。 ●インターネットバンキング等の各種付帯サービスはご利用いただけません。 ●キャッシュカードはご利用いただけません。 ●この預金は、後見人が他の方に包括的に代理権を授与して取扱うことはできません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、当組合が認める場合に限りです。
⑨ 金利情報の入手方法	店頭に掲示されている預金金利一覧をご覧ください。または窓口にお問合せください。

後見制度支援預金

(令和3年7月1日現在)

項目	内容
<p>⑩ 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>●苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部にお申出ください。</p> <p>【窓口：淡陽信用組合 業務推進部（お客様相談室）】</p> <p>フリーダイヤル：0120-17-2616</p> <p>（携帯電話からは0799-25-2616）</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応等手続については、窓口へお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。（ホームページアドレス https://www.danyo.co.jp）</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合窓口、またはしんくみ相談所にお申出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く。）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>
<p>⑪ その他参考となる事項</p>	<p>・この預金は、『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。</p> <p>・この預金は、預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。</p>

淡陽信用組合

0307 書式預3-424

後見制度をご利用の皆さまへ

後見制度支援預金

～ ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援預金のご案内 ～



一般社団法人 兵庫県信用組合協会

■後見制度支援預金とは

後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます。（注1）

後見制度支援預金は、取扱いできる信用組合が限られています（注2）が、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。また、取扱い信用組合によっては、通常の普通預金より優遇された金利が適用される場合もあります。（注2）

後見制度支援預金を利用すると、預金の払戻しや解約を行うには、あらかじめ神戸家庭裁判所（各支部を含む。）が発行する「指示書」を必要とします。

後見制度支援預金の利用については、ご本人の預金をご本人のために利用するとの観点での検討を適切に行う必要があるため、弁護士、司法書士等の専門職後見人が選任されて検討を行い、ご本人に代わって、この預金を取扱いしている信用組合のなかから預託する信用組合および営業店、そして預託する金額を決めたうえで、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）から「指示書」の発行を受けて、信用組合に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込みを行います。

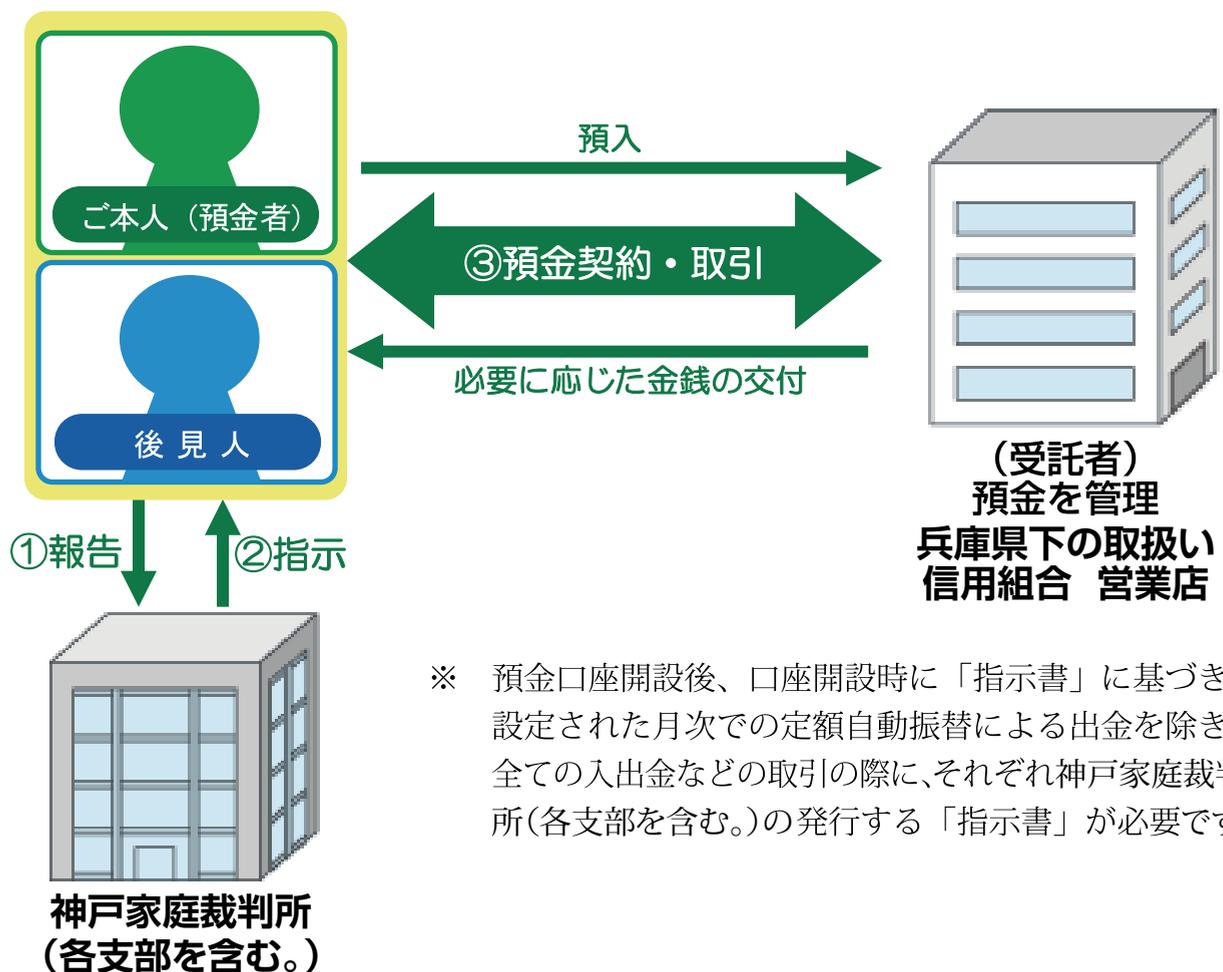
ただし、既に親族が後見人として業務を行っている案件で、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）の判断により、特に専門職による検討が必要でないことが、提出された資料などから明らかになる場合は、専門職後見人を選任しない場合もあります。

このように、後見制度支援預金は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の1つです。

（注1） 保佐、補助および任意後見では利用できません。

（注2） 取扱いできる信用組合は、一般社団法人兵庫県信用組合協会（TEL.078-327-6700）にてご確認ください。また、取扱い信用組合における適用金利は、各信用組合によって異なります。適用金利の詳細は、各信用組合窓口にてご確認ください。

【後見制度支援預金のイメージ図】



■後見制度支援預金の対象となる財産

後見制度支援預金を利用できる財産は、金銭・預貯金などに限られます。後見制度支援預金を利用するために、ご本人の所有する不動産・動産を売却する必要はありません。

また、ご本人が株式等の金融商品をお持ちの場合には、ご本人の財産の現状を大きく変更することになるため、個別の事案ごとに売却・換金をするかどうかを、後見人が検討することになります。

■後見制度支援預金の利用対象者

後見制度支援預金は、法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としており、被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用することができません。

また、後見制度支援預金は、後見開始の審判を受けた（または受ける）方の財産の適切な管理・利用のための方法の1つですから、全ての被後見人について利用されるわけではありません。

ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見制度支援信託や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人または後見監督人に選任することなどが考えられます。

■後見制度支援預金の利用に必要な費用

後見制度支援預金を利用すると、通常、利用の適否や利用が必要な額などを検討し、神戸家庭裁判所(各支部を含む。)に「指示書」の発行を申請する専門職後見人に対する報酬が必要となります。

専門職後見人に対する報酬は、神戸家庭裁判所(各支部を含む。)が、専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。専門職後見人が選任されない場合は、これらの報酬は不要となります。

なお、後見制度支援信託を利用する場合には、各信託銀行が定める手数料や信託報酬等が必要となる場合がありますが、後見制度支援預金の場合には、契約や解約に要する手数料などは一切ありません。

■後見制度支援預金を利用するメリット

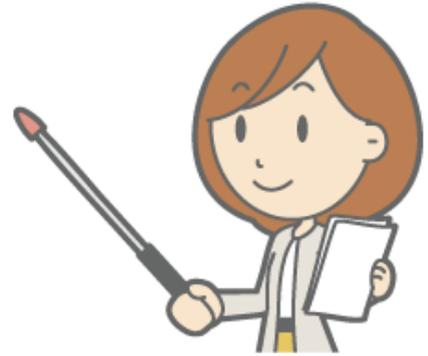
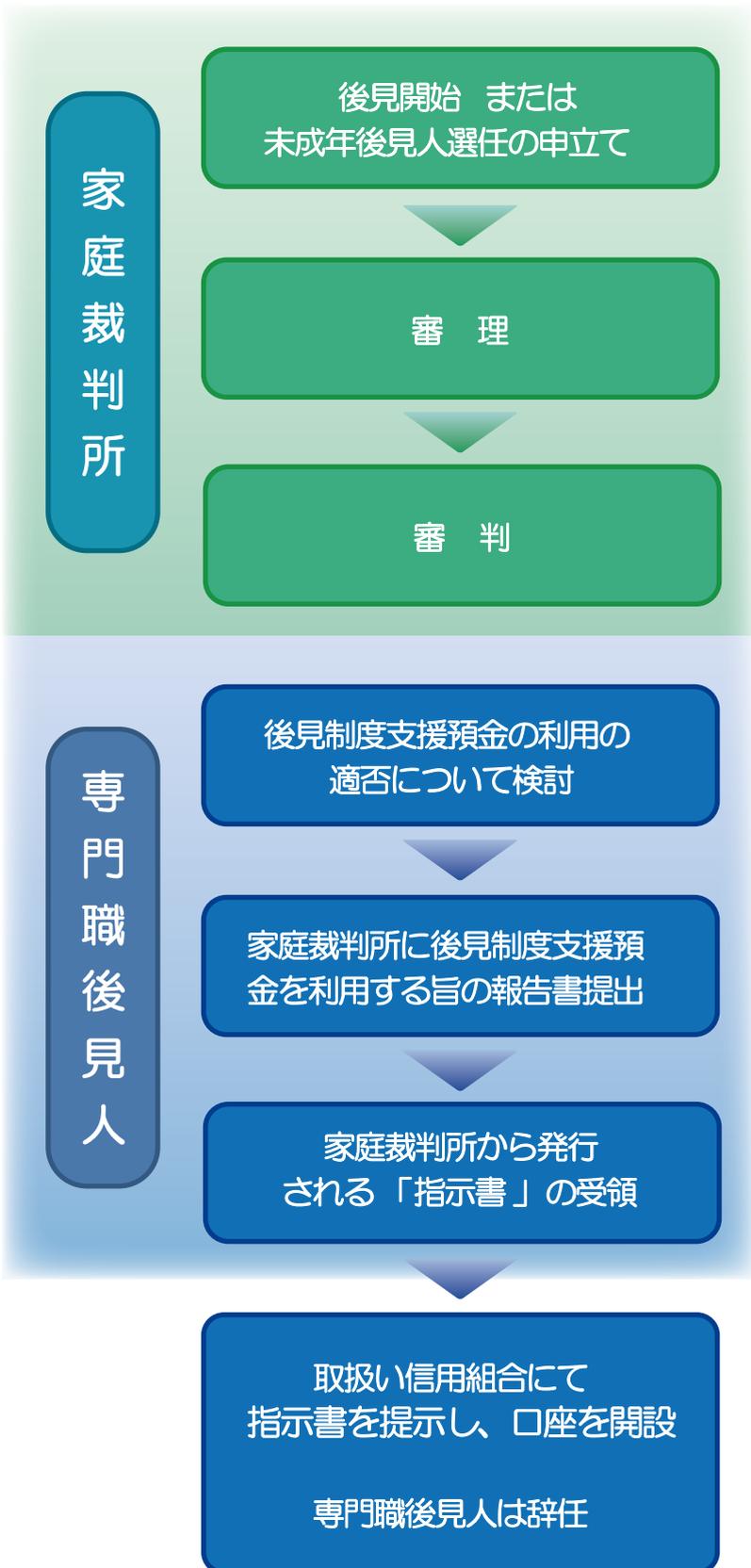
後見制度支援預金を利用した場合、日常的な金銭管理に必要な預貯金口座とは別に、払戻しについて神戸家庭裁判所(各支部を含む。)の「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があり、ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展する恐れもあります。後見制度支援預金を利用すると、神戸家庭裁判所(各支部を含む。)の「指示書」が必要となりますので、これらのような後見人のご負担を軽減することができます。

また、取扱いする信用組合によっては、優遇金利を適用するなど、通常の預貯金などよりも有利な運用が可能となる場合もあります。

■後見制度支援預金を利用する場合の手続きの流れ

一般的な手続きの流れは次のとおりです。



家庭裁判所は、後見を開始（または未成年後見人を選任）するかどうかを審理するとともに、専門職に継続的に後見人（または後見監督人）として活動してもらうべきか、後見制度支援預金などの利用を検討すべきかなどを審理します。

家庭裁判所は、後見制度支援預金などの利用を検討すべきと判断した場合には、弁護士、司法書士などの専門職を後見人に選任します。

※ 専門職に加え、親族を併せて後見人に選任し、それぞれの役割を分担する場合があります。

専門職後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて、後見制度支援預金の利用に適しているかを検討します。

専門職後見人は、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合には、

- ①後見制度支援預金に預託する財産額
- ②後見人が日常的な支出に充てるために管理する財産額などを設定し家庭裁判所に報告書を提出します。

※ 専門職後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合には、家庭裁判所は、その意見を聴いて再検討します。

家庭裁判所は、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合、専門職後見人に「指示書」を発行します。

専門職後見人が受領した「指示書」を、利用する信用組合に提示し、後見制度支援預金の口座を開設します。

通常、口座開設した時点で、専門職後見人は辞任し、親族後見人に引継ぎます。

専門職後見人から、引継ぎを受けた親族後見人は、取扱い信用組合に対し、後見人に就任したことを報告、必要な届出などを行います。

■家庭裁判所が、専門職後見人を選任せず、親族後見人が所定の書類を提出することによって、後見制度支援預金の利用にかかる「指示書」を発行することもあります。この場合は、上記の専門職後見人が行う各種手続きを、親族後見人が家庭裁判所の指示に従って行います。

後見制度支援預金Q&A

●後見制度支援預金の口座開設はどうすればよいですか？

後見制度支援預金のご利用は、ご本人のために神戸家庭裁判所（各支部を含む。）へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提です。神戸家庭裁判所（各支部を含む。）は、新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、後見制度支援預金の利用が適していると判断したときに、後見制度支援預金を紹介、利用を検討することとなります。後見制度支援預金を利用することとなった場合、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）がその旨の「指示書」を後見人に対して発行しますので、後見人の方は、その「指示書」を後見制度支援預金の取扱い信用組合の営業店にご提示のうえ、口座開設手続きをご相談ください。

●後見制度支援預金を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

預入した財産は、後見人が、後見制度支援預金とは別に、通常の預金口座で、年金受取や施設入所等のサービス利用料の支払いといった日常的に必要な金銭を管理します。ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、「指示書」に基づき必要と判断された金額を、後見制度支援預金の口座から、後見人が管理するこの預金と同一営業店舗、同一名義人の普通預金口座（同一顧客番号）へ、毎月1回または年1回、その他2カ月毎、3カ月毎、4カ月毎、6カ月毎に定額を自動振替することができます。
※ 振替先の後見人が管理する通常の普通預金口座は、後見制度支援預金の口座を開設した同じ信用組合の同じ営業店で開設された同一名義人の普通預金口座に限ります。

●後見制度支援預金への預入後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか？

神戸家庭裁判所（各支部を含む。）に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。神戸家庭裁判所（各支部を含む。）は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を後見制度支援預金を口座開設している信用組合の営業店窓口へ提出し、払戻請求書への署名・押印を行い、必要な金額の払戻しを受けてください。また、ご本人の収支状況の変更により、後見制度支援預金から後見人の管理口座へ定額自動振替される金額を変更したい場合や、事情により後見制度支援預金を解約する必要が生じた場合についても、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）に報告書（書式は神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にあります。）を提出して「指示書」の発行を受ける必要があります。

●後見制度支援預金への預入後、本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

通常使用しない金銭については、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）に後見制度支援預金へ追加入金することの報告書（書式は神戸家庭裁判所（各支部を含む。）にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。神戸家庭裁判所（各支部を含む。）は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を後見制度支援預金の口座を開設している信用組合の営業店の窓口へ提出し、入金を行ってください。なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）が財産保全のために必要な措置を講じることがあります。

●後見制度支援預金の預入期間はどのようになっていますか？

後見制度支援預金は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。商品内容の詳細は、各取扱い信用組合の営業店窓口等に設置されている商品概要説明書などでご確認いただけます。

●後見制度支援預金を利用する場合の家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？

後見制度支援預金を利用する場合も、神戸家庭裁判所（各支部を含む。）は、事案に応じて必要な後見監督を行います。神戸家庭裁判所（各支部を含む。）からいつ報告を求められても対応できるように、収支に帳簿をつけたり、領収書や信用組合から交付・送付される各種報告書（残高報告等）などを保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

■後見制度支援預金に関するお問合せは、**兵庫県下の神戸家庭裁判所(各支部を含む。)**の
連絡先および下記の一般社団法人兵庫県信用組合協会へご連絡ください。

■後見制度に関するお問合せは、家庭裁判所にご連絡ください。
また、後見制度について説明している以下のパンフレットがございますので、
ご参照ください。

「成年後見制度—詳しく知っていただくために—」(裁判所パンフレット)
→ <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/210027.pdf>

一般社団法人 兵庫県信用組合協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3丁目2番5号

TEL 078-327-6700

E-mail hyoshinkyoo@nifty.com

(令和2年10月1日作成)